

国鉄改革完遂！
当たり前の労働運動
を前進させよう！

J R
東海労

静岡

J R東海労働組合静岡地方本部
静岡市葵区黒金町 68
NTT 054-284-3608
FAX 054-284-6365
発行責任者 植松 昌彦
2016年7月28日 No. 4

第3回控訴審

7月28日、東京高等裁判所で「掲示物不当撤去」に対する第3回控訴審が行われました。第2回控訴審に続き、7月に2回目となる日程でしたが組合員15名が結集しました。

今回で結審になることが予想されましたが、裁判長より、苦情処理について、制度が出来た時期、背景、経緯、主旨、運用を文書にて提出するよう控訴人（静岡県・組合側）と被控訴人（会社側）の双方に要請がありました。

これは、形式的ではなくしっかりと考えて判決を出すという裁判長の思いがあるのではないのでしょうか。

さらに、静岡県が7月22日に提出した準備書面に対し、会社側は反論するとしてきました。

逆転勝訴とするために力を合わせ闘いを貫徹しよう！！

次回、第4回控訴審は10月11日 11:30開廷